

エコアクション21地域事務局北海道認証・登録制度実施要領

1. 総 則

本要領は、一般社団法人北海道商工会議所連合会（以下「本連合会」という。）が、一般財団法人持続性推進機構（IPSuS）（以下「中央事務局」という。）より認定されたエコアクション21地域事務局北海道（以下「北海道事務局」という。）のエコアクション21認証・登録制度（以下「本制度」という。）を公正かつ円滑に運営するため定める。

なお、本要領に定めのない事項については、中央事務局で定める「エコアクション21認証・登録制度実施要領」に準拠する。

2. 北海道事務局の運営体制

2.1 認証・登録の体制

本制度は、以下の体制で運営する。

(1) 北海道事務局の組織

エコアクション21認証・登録に係わる地域事務局としての事務を実施するため、本連合会に北海道事務局を設置し、エコアクション21地域事務局北海道事務局長及び事務局員を置く。

(2) 委員会等

北海道事務局に諮問機関として、「エコアクション21地域事務局北海道運営委員会」（以下「北海道運営委員会」という。）及び「エコアクション21地域事務局北海道判定委員会」（以下「北海道判定委員会」という。）を置く。

3. エコアクション21における事業者の認証・登録

3.1 エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション21において認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の原則を満たした取組を適切に実施した上で、認定・登録されたエコアクション21審査人（以下「審査人」という。）による所定の審査を受審し、北海道判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められなければならない。

なお、環境省が策定した、もしくは環境省がガイドラインへの準拠性を確認した特定の業種向けガイドラインは、その業種に該当する事業者に係わるエコアクション21の認証・登録を行うにあたり、当該業種別ガイドラインの内容を基準とする。

(1) 全組織・全活動を対象としてエコアクション21に取り組んでいること。

(2) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、計画（Plan）計画の実施（Do）取組状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築している（初めて認証・登録する事業者は、受審までに少なくとも3ヶ月以上、システムを運用することが必要）。

(3) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用し、維持している。

(4) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量・化学物質使用量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施している。

(5) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、代表者による全体の評価と見直しを行っている。

(6) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に（登録審査を受審する事業者は、登録審査の申込時まで）作成し、公表している。

- (7) 事業活動の内容(業種・業態・規模)と、認証・登録の対象範囲(全組織・全活動)、環境への負荷の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、実施内容、環境活動レポートの内容が整合している。

3.2 登録審査

本制度により認証・登録を希望される法人及び個人事業主等の事業者(以下「受審事業者」という。)は、ガイドラインで規定する要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査人による登録審査を受審しなければならない。

- (1) 受審事業者は、所定の書式により、エコアクション21の登録審査(書類審査及び現地審査)を北海道事務局に申し込むことができる。
- (2) 北海道事務局は、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮し、エコアクション21審査人倫理規程を踏まえるとともに、過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる審査人を選定する。
- (3) 北海道事務局は、選定した審査人に連絡し、審査人の了解を得た上で、審査人氏名を受審事業者に連絡する。
- (4) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、北海道事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付する。
- (5) 受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審する。
- (6) 書類審査の結果、審査人が、現地審査実施前に、必要な指導・助言を行った方がよいと判断した場合は、受審事業者、北海道事務局及び審査人の三者の協議及び了解の上、1回に限り、現地予備審査を行うことができる。
- (7) 審査人は、書類審査の結果をエコアクション21書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付する。
- (8) 書類審査の結果、ガイドラインで規定する要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審する。
- (9) 審査人は、現地審査の結果を「エコアクション21登録審査報告書(以下「審査報告書」という。)」として取りまとめ、北海道事務局に送付する。
- (10) 受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、北海道判定委員会に異議を申し立てることができる。
- (11) 受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係わる費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払う。登録審査の標準審査工数及び産業廃棄物処理業者等の標準審査工数は、中央事務局の定めたものによる。

3.3 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

本制度に基づき審査を受審する事業者、審査及び判定の結果、認証・登録された事業者は、別に定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければならない。

3.4 北海道判定委員会による審議

北海道判定委員会による審議は、次の手順によって行う。

- (1) 北海道判定委員会は、審査人から提出された審査報告書、環境活動レポート等により、認証・登録の可否を審議し、判定し、中央事務局へ判定結果を報告する。
- (2) 北海道事務局は、受審事業者へ北海道判定委員会の判定結果を通知するとともに中央事務局

へ北海道判定委員会判定結果、登録審査申込書、審査報告書、環境活動レポート及びその他必要書類を送付する。

- (3) 受審事業者は、北海道判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができる。

3.5 事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行われる。

- (1) 中央事務局は、北海道判定委員会の審議によりガイドラインの要求事項に適合していると判定した場合は、判定結果を受審事業者に通知するとともに、認証・登録申請書、「エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録契約書」(以下「契約書」という。)及びその他の資料を送付する。
- (2) 通知を受けた受審事業者は、中央事務局が定める認証・登録料及び振込み手数料を負担の上、銀行振り込みにて納付し、契約書に署名、押印の上、認証・登録申請書とともに中央事務局へ返送する。
- (3) 中央事務局は、認証・登録料の振込みを確認し、認証・登録契約を受審事業者と締結した後、認証・登録証を発行し、受審事業者を「エコアクション21認証・登録事業者」(以下「認証・登録事業者」という。)として認証・登録する。
- (4) 中央事務局は、認証・登録事業名、認証・登録範囲及び環境活動レポートを、ホームページにより公表する。また、必要に応じて追録・改訂をする。

3.6 認証・登録の期間及びエコアクション21ロゴマーク

- (1) 認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より2年間とする。
- (2) 「エコアクション21ロゴマーク」は、中央事務局が定める「エコアクション21ロゴマーク使用規程」に基づき使用することができる。

3.7 中間審査

中間審査は、次の手順で行う。

- (1) 事業者は、認証・登録を受けた後、原則として11ヵ月後から1年1ヵ月後以内に、審査人による所定の中間審査を受審しなければならない。
- (2) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として書類審査を実施するが、認証・登録の更新後の中間審査においては、必要に応じて書類審査を実施する。
- (3) 中間審査により、ガイドラインの要求事項に重大な不適合が発見された場合は、審査人から改善の指示を行い、改善されない場合は北海道判定委員会の審議の上、その結果、認証・登録の一時停止あるいは取り消しを中央事務局へ提起する場合がある。

3.8 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、2年以内に、審査人による所定の更新審査を受審し、北海道判定委員会にて認証・登録の可否を審議しなければならない。
- (2) 北海道判定委員会の審議の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、認証・登録を更新することができる。
- (3) 更新審査の手続き等は、本規程の3.1~3.5を準用する。

3.9 認証・登録範囲の変更又は拡大

認証・登録事業者が、その認証・登録期間中に認証・登録の範囲の変更又は拡大を希望する場合は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録範囲の変更又は拡大を希望する認証・登録事業者は、中央事務局が定める書式により、中間審査又は更新審査申込時に北海道事務局へ、認証・登録範囲の変更又は拡大を申し込む。又は、中間審査又は更新審査実施時に審査人と協議の上、認証・登録範囲の変更又は拡大を申し込む。
- (2) 北海道事務局は、申込内容を確認し、原則として審査人の中間審査又は更新審査の際に、変更又は拡大する部分の追加審査を実施する。
- (3) 北海道判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録範囲の変更又は拡大部分の認証・登録の可否を審議する場合がある。審議をする際の手順については、3.4の規程を準用する。
- (4) 認証・登録範囲を変更又は拡大した場合、中央事務局と、認証・登録事業者との間で、認証・登録契約を再締結し、新たな認証・登録証が発行される。
- (5) 中間審査における、認証・登録範囲の拡大により、認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分との料金の差額を納付する。
- (6) 中間審査において認証・登録範囲を拡大した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とする。

3.10 受審事業者の機密等の保持

北海道事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともにその機密を保持し、これらを第三者に開示しない。

ただし、法的要請による場合は、受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示する。機密保持は認証・登録契約終了後も継続する。なお、審査人は、機密保持を含む遵守事項について、中央事務局に誓約書を提出する。

4. その他の業務

- (1) エコアクション21制度の普及促進を図ること。
- (2) 北海道に在住する審査人の能力向上を図るため必要な取組を行うこと。

5. 規程等の制定

北海道事務局は、北海道運営委員会との審議の上、本実施要領に定めのない事項について別途規程等を定める。

[附則]

この実施要領は、平成19年5月1日から施行する。

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

認証・登録費用（参考）

平成22年6月改訂

1 認証・登録費用

(1) 製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所
における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認定・登録後概ね1 年後)		更新審査 (認定・登録後2年以 内)		2回目以降の 中間審査(更 新審査の概 ね1年後)
	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1.5人日
61人以上 100人以下	3人日	2人日	2.5人日	1.5人日	2.5人日	1.5人日	1.5人日
101人以上 500人以下	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	2人日 以上
501人以上	4人日 以上	3人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上	3人日 以上

(2) サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所
における標準審査工数表

従業員数 (構成員数)	登録審査		初回の中間審査 (認定・登録後概ね1 年後)		更新審査 (認定・登録後2年以 内)		2回目以降の 中間審査(更 新審査の概 ね1年後)
	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数	うち 現地審査	標準 審査工数
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上 60人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
61人以上 100人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
101人以上 500人以下	3人日 以上	2人日 以上	2.5人日 以上	1.5人日 以上	2.5人日 以上	1.5人日 以上	1.5人日 以上
501人以上	4人日 以上	3人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	3人日 以上	2人日 以上	2人日 以上

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。

附則2：上記の標準審査工数は、対象事業所数が1ヶ所程度の場合です。なお、対象事業所が複数ある場合等は、最寄りの地域事務局又は中央事務局にご相談ください。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査工数を要することがあります。

附則3：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。附則4：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

(3) 産業廃棄物処理業者等の標準審査工数表

従業員数	収集運搬のみ		処理処分	
	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上 60人以下	2.5人日	1.5人日	3人日	2人日
61人以上 100人以下	2.5人日 以上	1.5人日 以上	3人日	3人日
101人以上	3人日 以上	2人日 以上	3.5人日 以上	2.5人日 以上

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。

附則2：記の標準審査工数は、事業所数が1ヶ所の場合です。

附則3：現地審査が2人日以上となる受審事業者の審査は、原則として、収集運搬のみを行っている事業者は1名の審査人が担当しますが、中間処理・最終処分を行っている事業者は2名の審査人が分担して審査を行います。

なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。

附則4：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれません。

附則5：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

附則6：中間審査及び更新審査についても、原則として登録審査と同じ工数とします。

附則7：一般廃棄物処理業者、再生資源の収集・処理・リサイクル等を行う事業者についても、この工数が適用されます。

2 認証・登録料及び更新登録料（2年分）

従業員数	料金
10人以下	50,000円 + 2,500円（消費税）
11人以上 300人以下	100,000円 + 5,000円（消費税）
301人以上 500人以下	150,000円 + 7,500円（消費税）
501人以上 1,000人以下	200,000円 + 10,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円 + 15,000円（消費税）

附則1：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれません。

附則2：複数枚の認証・登録証をご希望の場合は、2枚目以降、1枚につき3,000円 + 150円（消費税）の費用を納付してください。

附則3：認証・登録期間中に、認証・登録範囲の拡大、事業の縮小、組織の改編、合併等により、認証・登録の対象範囲が変更になった場合は、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行します。認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付してください。